

東日本大震災による被災代替家屋等の不動産取得税の特例

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が取得した代替家屋等の不動産取得税について、代替家屋等の価格から一定の額を控除する特例措置が設けられました。

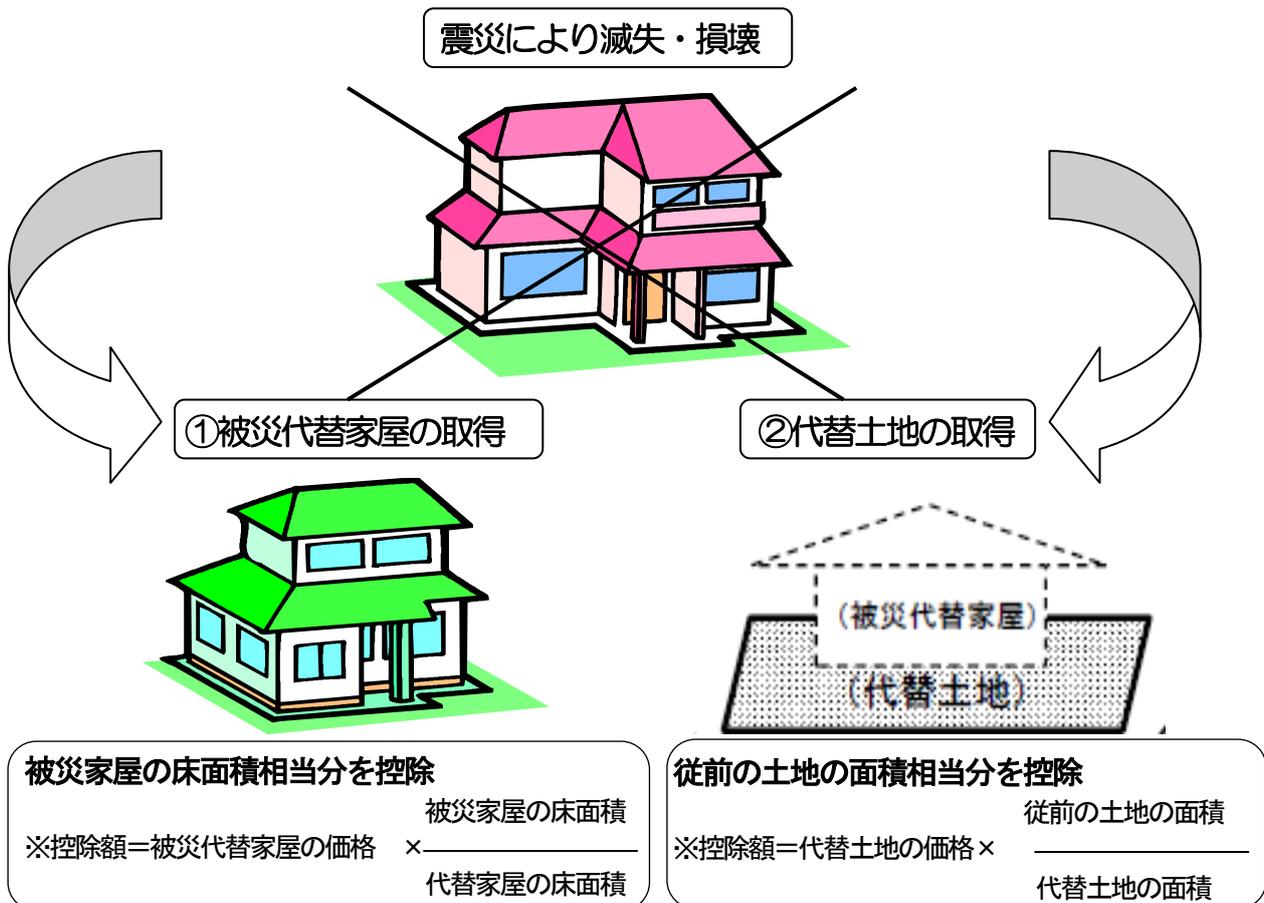
特例の概要

① 被災代替家屋の取得に係る特例

被災家屋の所有者等が、当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を、平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分について不動産取得税の課税標準の特例が講じられた。

② 被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

被災代替家屋の敷地の用に供する土地（代替土地）で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わる土地を、平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分について不動産取得税の課税標準の特例が講じられた。



手続き等

この特別措置の適用を受けるには申告が必要です。申告の際に必要な書類は次のとおりです。

- 印鑑（取得者等全員分のはんこ。認印で可）
- 市町村長が発行するり災証明書等
- 代替家屋の登記事項証明書又は工事請負契約書の写し等
- 代替土地の売買契約書の写し
- 被災家屋の床面積又は従前の土地の面積を証する書類
（り災した年の固定資産評価証明書等）
- 銀行等の口座番号・口座名義人が確認できるもの
- 直接の所有者以外の場合には、戸籍謄本又は法人に係る登記事項証明書等

詳しくは、お近くの地域県民局県税部までお問い合わせください。

不動産取得税に関するお問い合わせ先

東青地域県民局県税部	代017-722-1111 内6615 直017-734-9973	〒030-8530 青森市新町二丁目 4-30 青森県庁舎北棟3階
中南地域県民局県税部	代0172-32-1131 内329 直0172-35-3519	〒036-8345 弘前市蔵主町 4 弘前合同庁舎内
三八地域県民局県税部	代0178-27-5111 内209・235 直0178-27-4455	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田 7 八戸合同庁舎内
西北地域県民局県税部	代0173-34-2111 内214 直0173-34-3141	〒037-0046 五所川原市栄町 10 五所川原合同庁舎内
上北地域県民局県税部	代0176-22-8111 内209・210 直0176-23-4241	〒034-0093 十和田市西十二番町 20-12 十和田合同庁舎内
下北地域県民局県税部	代0175-22-8581 内208 直0175-22-3105	〒035-0073 むつ市中央一丁目 1-8 むつ合同庁舎内

県税・市町村税インフォメーション <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>